

西宮市

学童保育のてびき

～ より良い学童保育をめざして ～

西宮市学童保育連絡協議会

～ 目 次 ～

はじめに

| | | |
|------|--------------------|------|
| 第一部 | 学童保育って…なに | |
| 第一章 | 学童保育とは | 1 頁 |
| 第二章 | 西宮市での学童保育のあゆみ | 3 頁 |
| 第三章 | どのような保育が行なわれているの | 5 頁 |
| 第四章 | 保育所と学童保育の違い | 6 頁 |
| 第二部 | 子ども達を守る為に | |
| 第五章 | 父母会って…なに | 7 頁 |
| 第六章 | 連絡協議会って…なに | 9 頁 |
| 第七章 | 指導員について | 10 頁 |
| 第八章 | 指定管理者って…なに | 11 頁 |
| 第三部 | 仲間としての絆 | |
| 第九章 | 父母と父母の絆 | 12 頁 |
| 第十章 | 父母と指導員の絆 | 13 頁 |
| 第十一章 | 市連協の活用 | 14 頁 |
| 第十二章 | 父母会のすすめ方 | 15 頁 |
| 第十三章 | 父母会役員 | 16 頁 |
| 第十四章 | 父母会行事 | 17 頁 |
| 第十五章 | なぜ、父母会や市連協が必要なのか… | 18 頁 |
| 第四部 | 学童を利用したいと考えている方々へ… | |
| 第十六章 | まずは、申し込みを… | 19 頁 |
| 第十七章 | 転ばぬ先の杖… | 20 頁 |
| 第十八章 | しょうがいを持つ子ども | 21 頁 |
| 第五部 | 政治にも目を向けて… | |
| 第十九章 | 学童はやはり、不安定な事業… | 22 頁 |
| 第二十章 | 子どもは商品価値がある | 23 頁 |

おわりに

はじめに

この冊子を作成する経緯は西宮市が学童保育を「留守家庭児童育成事業」として、学童保育を行なう事となり、三十年余りも経ち、現在の現役父母(保護者)(以下:父母と統一)達が学童保育への関心が段々と希薄になり、西宮市での学童保育に関して、危機的状況を招く恐れが現れはじめていいること感じざる得ない状況となっている様に思うからである。一番の原因としては、「学童保育ってナニ?」「なぜ、父母会が必要な?」って言う、学童保育に於いて、伝える事の大切さが忘れさられている状況があるからだと考える。

西宮市での学童保育の質的レベルは全国でもレベルが高い位置にあり、他の自治体に行っても、誇れる程のものとなってきた。私たち、先輩父母達の共同保育から行政での事業として、公設までさせた大きな財産を今の現役父母達の代で終わらせたくない。

先輩父母達との交流も無い状況下で、今、少しでも作り運動を伝えられる者として、出来る事を記録として、新しい世代の父母達へ、伝えていければ幸いである。

西宮市の学童保育に於いては、30年以上も学童保育の為に献身的な活動を行なって頂いた、故坂口正軌氏の功績によって、大きな前進を得て、今の学童保育が築かれたと言っても過言ではないと思っている。

故坂口氏が想い描いた学童保育への想いを次世代の父母達にも少しでも伝えたい。「まだ、詰めが甘いで…」と存命ならきつと言われてしまうのかも知れないが…残された者のある種の使命感を持って、書き留めて行きたいと思う。

現役父母の一人ひとりに伝えたい…
伝える事は難しい…「話す事」「聞く事」「書く事」「知る事」…どれも大切なことである。

あなたは…子どもが通う、学童の子ども達の名前を全員、知っていますか?
子ども達の名前と父母の顔を覚えていますか?
どれだけの方々が学童に通っている子ども達の名前や父母の顔を覚えているのか…
まずは、第一歩として、学童に行つて…子ども達の名前を覚えることから始めてください。

一人でも多くの方々がこの冊子を読み、気付くこと、疑問に思うことが出来たのなら…
書きとめる者として、意義があったと思います。

2010年8月21日
西宮市学童保育連絡協議会
事務局長 松縄 重雄

第一部 学童保育って…なに

第一章 学童保育とは

学童保育とは一体、どのようなものなのでしょうが…
学童保育の背景には、私たち親の「働く権利」を守りたい、と言う大きな目的があります。その権利を求めるとの子育てを如何に行なうべきなのか…
その一つの答えが学童保育となって、市町村、都道府県、国へと学童保育の重要性を訴え、制度化を求めつつ、働く父母達によって、築き上げられてきました。

既に保育所は国の施策で明確な制度として、小学校までの労働者の子ども達の保育を行なっていて、小学校への入学と共に子どもへの保育の無い状態へと一気に環境が変化してしまいます。今で言う「小一の壁」です。

西宮市に於いては、小学校1年生から3年生までを対象に学童保育が先輩父母達によって、事業として、実施されるまでになりました。
※しょうがい児童においては、小学校6年生まで…

昼間、家庭に於いて、保育が出来ない子ども達を安全・安心な場所で過ごして欲しい…その様な思いも含め、学童保育が働く父母達によって、受け入れられ、今日に至っています。

学童保育は「第二の家庭」とも言われ、子ども達は「ただいま」と言って、育成センター（西宮市では留守家庭児童育成センターと称しています。以下：学童）に帰ってきます。指導員は「おかえり」と言って、子ども達を向かえいれ、学童の一日が始まります。指導員は第二の家庭での父親であり、母親となって、子ども達への成長を見守りまたは、子ども達自身での成長を促す為に様々な保育を保育計画を基に育児を行なってくれます。

あっと…肝心な事を伝え忘れていました。
学童保育の設置、運営については、全国的に様々な形態があります。
共同保育：父母達の共同出資で、施設の場所、指導員の雇用、学童の運営まで、全て、父母達で行なっているところです。西宮市に於いては、唯一の高学年学童（4年生から6年生までの学童保育（わるガキクラブ））がこれにあたります。
公設民営：現在の西宮市での学童保育の運営形態です。西宮市が施設を建て、運営は指定管理者が行っています。
※指定管理者については後ほど、説明を致します。
公設公営：自治体が施設を建て、運営も自治体が行う。学童保育として、理想とされる運営形態です。東京都の一部の区での運営がこれにあたります。

民設民営：企業が行なう学童保育です。西宮市に於いても数箇所の企業学童があり、単に保育だけではなく、教育も含めた機能を有するところがあります。

学童保育は国での管轄は厚生労働省になります。「働く権利」を求めていることと、福祉として、保育を希望するとの先輩父母達の思いがあってのこと。自治体によっては、文部科学省管轄である教育委員会が学童保育の設置、運営を行なっているところがあります。（隣接する芦屋市は教育委員会の管轄で学童保育がなされています。）

西宮市の学童保育に於いては、健康福祉局が現在、管轄部署です。ここで一つ疑問として上がるのが施設の設置場所です。西宮市では小学校の校庭内に厚生労働省管轄の学童があります。小学校は文部科学省管轄で、縦割り行政である日本に於いて、ちょっと歪な場所に学童が設置されています。

これらは先輩父母達の運動の成果で・・・西宮市に於いては子ども達が安全に学童に通える為には校庭外にあった場合、事故の危険が伴う為、校庭内に設置して欲しいと要望し続けた結果です。学童の設置場所など、先輩父母達が自分達の代で終わらせず、次の世代へとより良い学童へと思いを引き継いで運動してきてくれた結果なのです。

全児童対策・・・とは

深刻化する少子化問題への各地で様々な取り組みがなされています。文部科学省は「放課後の子ども達の居場所づくり」として、「全児童対策」・・・「エンゼルプラン」「アフタースクール」など、校庭開放することで、安全を確保できると考えています。

一方、厚生労働省が管轄する「学童保育」は労働者の「働く権利」から昼間、育児が出来ない家庭での「健全育成」を行なう事業との位置づけて、安全、安心を確保しつつ、保育を行なうとしています。

一番、大きな相違点としては、「全児童」においては、子ども達の出欠確認もなく、子ども達に対する居場所を提供しているだけである点です。学童保育では昼寝や捕食としてのあやつがあります。が、「全児童」では全く、ありません。

子ども達の出欠確認もしない為、働く親としては、安全ているのが・・・すら、判らない状態であり、安心して、仕事をする事が困難になってきます。

幸いにも西宮市では「学童保育」への利用の高まりがあり、「保育」と云う点を求める世帯が多く、「全児童」に対する広がりは見受けられません。しかし、「全児童」においては、校庭を開放すること、指導員は地域ボランティアを採用することで、「無料」で利用出来るとしています。

経済的に非常に厳しい社会では有料より、無料・・・言葉の響き的に「無料」の方が魅力を感じてしまいます。だが、実態としては学童保育に掛かるより多くの費用が外郭団体へ支払われ、保育の無い「遊びの場」の提供で終わっています。

「保育の場」としての学童保育とは安心感が大きく差が出てしまうのです。子ども達の安全を犠牲にひたすら、仕事を続けることを選ぶのか・・・安全・安心の中で、仕事を続けることを選ぶのか・・・



第二章 西宮市での学童保育のあゆみ

この章では西宮市に於ける学童保育がどの様にはひまり、現在に至っているのが簡単に紹介させて頂きます。

1960年代の高度成長時代と共に急増する婦人労働者への子ども達の放課後について、大きな社会問題となっていました。当時の文部省が「留守家庭児童対策」を打ち出すと、西宮市は教育委員会が市内の6箇所の小学校に「ひまわり学級」を設け、PTAに委託した「鍵っ子の保護」を開始しましたが、PTAや担当教師への負担が大きすぎ、数年で閉鎖してしまいました。その頃と時期を同じくして、官主導の運営の行き詰まりにやむにやまれぬ母親達が自宅を開放して、共同保育を開始しました。

西宮市は青少年問題審議会の答申を得て、学童保育の開設を希望する父母達に4つの条件を満たせば、事業を委託し、一定の費用を支出するという方式に変更し、教員委員会から福祉局へと管轄を移しました。

4つの条件は場所の確保、指導員の確保、利用する児童、地域の承諾…これらを父母達へ課し、厳しい条件を突きつけてきました。当時としては、子育ては母親がするもの…と地域での学童保育に関する理解が得られず、非常に厳しい学童作りがはじまりました。学童へのニーズは高まるばかりで、「西宮母親大会」での分科会において、話し合いの結果、「西宮市学童保育所父母の会連絡協議会」（現在の西宮市連絡協議会）が発足し、連絡協議会を中心に力を合わせて運動を進め、既設の学童を守りつつ、次々に学童を開設させていきました。

1980年になり、「地域の承諾」の条件を西宮市の責任の下で開設できる様になり、西宮市の外郭団体である「西宮市福祉事業協会」への委託とし、市の責任として、学童をい位置づけ、身分保障の無かった指導員の一定の身分保障を嘱託職員として、実現させることが出来ました。

1983年に西宮市は責任を持った方針を提起せず、市長の諮問機関である社会保障審議会へ諮問し、話し合いを拒否し、社会福祉協議会（以下：社協）への委託とする答申をだし、公的責任を明記しながらも、「受益者負担」と「民間委託」とされました。受益者負担とされた事で、無料であった学童が育成料と言う形で利用者への負担が余儀なくされました。（現在では当たり前の様に利用料を支払っていますが本来福祉事業は無料であるべきだと西宮市学童保育連絡協議会（以下：市連協）は考えています。）

社協委託により、指導員の一定の身分保障がなされたが、管理的傾向も強まり、指導員と共に事業主体としての責任を市に求め、運営主体の社協への責任を求め続けてきました。

1985年を境に…急増する学童の利用世帯に第二学童の開設を求める動きが活発になり始めます。学童への利用を希望する世帯全員を入所させたい。全市的な学童への定員問題となり、改築や第二、第三の施設の設置を求める声が高まり、施設への対応が難しい所なども考え、定員を一割増し、二割増しと弾力的運営へと行う事となりました。定員に関しては非常に窮屈な施設で、子ども達が生活を強いられる事になり、夏休み期間中の昼寝など、非常に厳しい環境を作ってしまう結果を招いています。

1992年になり、施設へのクーラー設置が市議会で決議されて、順次、学童でのクーラーが設置されることに…

1995年…2名の学童児童が阪神・淡路大震災により、幼い命が奪われてしまいました。この年は兵庫県に於いて、全国学童保育連絡協議会が主催する「全国学童保育研究集会」も予定されていましたがとても開催するところではありません。他県での急遽、開催地の変更を余儀なくされました。兵庫県での学童保育を守れと…全国から多くの義援金が寄せられ、西宮市に於いても、全国からの多くの支援を頂きました。後に、2000年に全国からの支援のもと、全国学童保育研究集会が開催され、全国へ、兵庫県の学童保育は元気に頑張っているとアピールする機会を得ることとなりました。

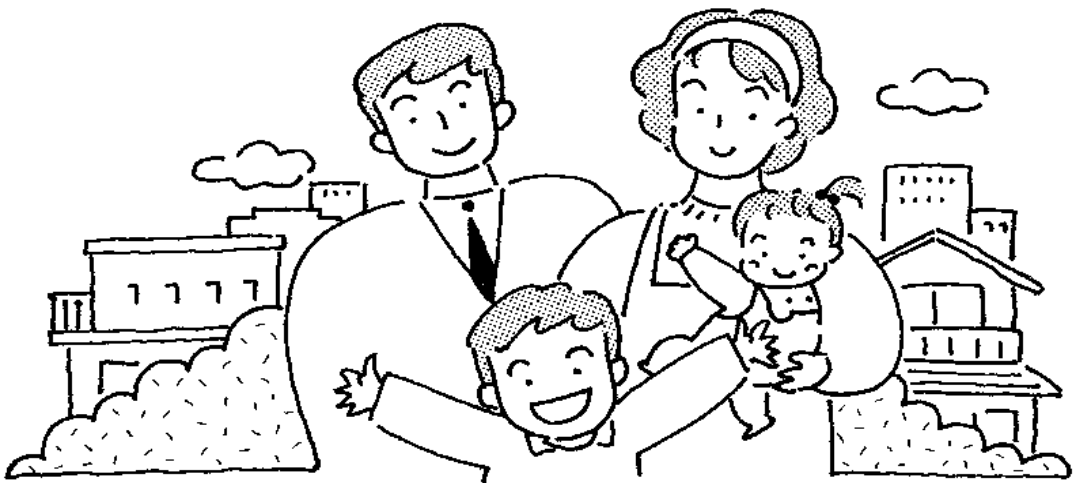
1997年には児童福祉法の改定で学童保育が法令化されましたが、自治体での事業との位置づけに留まり、まだまだ、不安定な事業としての状態が今も続くこととなっています。

2002年に社協と指導員、有識者によって、西宮市での学童保育に於ける「育成指針」が策定され、実施されることとなりました。今まで、学童に於いては何の基準もなく、指導員の経験によって、判断されている面もあり、保育に対するバラツキ(保育格差)が問題視されていましたが、育成指針によって、明確に学童の在り方が統一される事となりました。育成指針は今も重要視され、当時としては全国的に学童としての指針を明確にされた自治体は珍しいとされておりました。また、この年度より、「完全学校5日制」が導入され、土曜日の学童が閉鎖される危機を市連協を中心として、全市的な運動によって、土曜日も学童を開所させる事となりました。

2007年に学童に於いて、指定管理者制度の導入と育成料の値上げが強行される事態を招きます。育成料の値上げはサービスの充実を謳いながら…財政難を理由に利用者への負担をひ得る事となりました。指定管理者制度導入は「地方自治法」の改定により、「公の施設」の管理を民間業者へ委ねる事が出来るに新たに設けられ、西宮市に於いても早々に指定管理者制度が取り入れられてしまいます。

西宮市での学童は社協が従来、市からの委託として、運営を行なっていました。新たに「神戸YMCA」が加わり、2008年から用海学童が…2010年から用海学童と共に浜脇学童を運営する事となってしまいました。指定管理者への公募によって、学童に於ける経費が削減され、非常に厳しい状態での運営となり、指導員のシフト勤務が導入されるなど、指導員自身の生活を脅かす自体を招いています。

※指定管理者については、第二部第八章にて簡単に記載しています。



第三章 どの様な保育が行なわれているの

学童保育に関しては、指導員により、年間保育計画が立てられ、子ども達、一人ひとりに対する指導員による働き掛けが行なわれ、子ども達への保育を実践していきます。保育に関しては子ども達が自ら遊び、育つ中、指導員は様々な取り組みを行い、成長を見守っています。

検定・・・けん玉や竹返し、こま回しなど・・・昔ながらの遊びを中心に・・・子ども達の中で競い、上達する様に支援をしています。また、父母会行事でのキャンプなどを行なっている学童に於いては、キャンプに向けての取り組みとして、料理をするなど父母会との連携で子ども達だけで行なえる力を育てています。

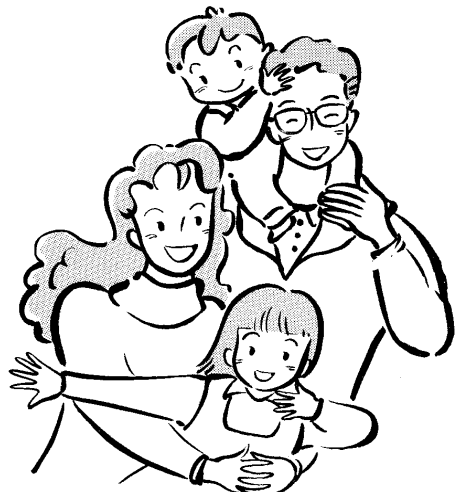
市連協行事でのスポーツ大会や運動会への取り組みをしている所もあり、リレーでのバトンを渡す練習やドッチボールなどを親子で楽しむなど、取り組みは多岐に渡っています。

これらは各学童に於いて様々な為、運営委員会が主催する保護者会などで指導員からどの様な取り組みが行なわれるのかを確認して頂きたいと思います。父母会に於いて、指導員も参加してくれている場合などは子ども達の学童での様子を直接聞ける場もありますので、仕事の調整をして、なるべく多く父母会へ参加して、指導員の話しを聞いて欲しいと思います。

まずは・・・知ることから

子ども達は子ども達なりに精一杯生きています。これは私たちの知らない場所で、その場所のひとつに学童保育があります。学童での子ども達の様子を知る事で、子ども達の成長を知る事ができます。そして、その様に育つ子ども達を知らないのは親だけなのかも知れません。もっと、身近に・・・学童保育は単なる居場所だけではありません。

同じ学童保育に通う子ども達全員の名前を覚えることを目指してください。この事は当然、学童保育へ顔を出す事となり、学童保育での子ども達の様子を知る事にも繋がります。また、父母会行事や市連協行事での運動会やスポーツ大会などに参加し、子ども達と一緒に過ごしながら、子ども達の名前を覚えるのも良いかもしれません。子ども達の名前を覚える事で父母会での親同士の会話もより一層、充実したものになります。



第四章 保育所と学童保育の違い

保育所から学童保育へと施設が変わる事で一番の驚かれる事は父母会活動が上げられると思います。
保育所での父母会はそれ程まで大きな問題がない限り、ハイキングやクリスマス会など、みんなて楽しむ行事を数回実施する程度であったのに対し、学童保育での父母会では同じ様に行事はあるが、行政への取り組みなど、ちょっと雰囲気は大きく様変わりします。
これらの根本的な要因として、学童保育に於ける法的な位置付けが関わっています。

学童保育は保育所と同じ厚生労働省の管轄の福祉事業です。
では、どの様に異なるのか・・・「児童福祉法」を見て見ましよう。

児童福祉法 - 第一章 - 第一節 より

第一節 定義

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

〇2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

児童福祉法に於いて、第六条は自治体に於いての努力に任せる事業であり、第七条に位置付けされた保育所は義務とされています。
これらの法的な位置付けによって、学童保育は曖昧な制度の中、いつ廃止されてもおかしくない制度なのです。

その為に利用する私たちが西宮市に於いて、放課後留守家庭事業の維持、継続、向上の為に取り組む必要のある為、父母会を通じ、全市的な取り組みを行う為に、西宮市学童保育連絡協議会へと集まる必要があるのです。

煩わしい活動・・・と思われるかも知れませんが、私たちの今の生活、労働を守る為にも必要な活動になります。

第二部 子ども達を守る為に

第五章 父母会って…なに

各学童に於いて、父母会があります。父母会は学童保育に取って非常に重要な集団となります。西宮市の事業として確立された今、安心と思われている方々が大半の認識だと思いますが、今の制度に於いては、自治体の考え方ひとつで良くも悪くもなり、とても不安定な事業であることを先ず、認識してください。いつ、学童が無くなっても誰も法的な訴えをしても、撤回させる事などは出来ないのです。

私たち働く父母としてはたちまち、仕事を辞める事の選択しが残らなくなり、仕事を続ける事が出来ない事態に追い込まれてしまいます。その様な事態にならない様に私たちは西宮市の動向については注意して見る必要がある。そして、父母一人ひとりの声では無く、父母会として…みんなの声や願いを届ける為にも必要な存在です。

さて…父母会はその様な事を行っているのが…父母会に集う意味としては先に述べた事を含み、父母同士の親睦を深め、相互の協力できる体制を第一に築く事である。また、学童には欠かせない指導員との交流を行い、昼間、学童で過ごす子ども達の様子を聞く事も重要な事項です。

それぞれの父母会に於いて、検討すべき事項として、行政への改善や要望などを議論したり、父母会行事について、相談するなど話し合う事により、相互の信頼関係を築きあげる事に繋がるのです。時には、いがみ合う事があったとしても父母会として相互の話をしっかりと受け止めて、互いに歩み寄れる点を模索する事。そして、子育てに関する悩みや苦勞を共有する事も大切なのです。

父母会に於いては役員として、会長、副会長、学年担当などの纏め役として頑張ってくれる方々がいます。単に役員を引き受けてくれた…と安易に考えるのではなく、やはり、仕事を持つ父母の仲間として、助け合う思いやりが大切になります。

仕事と同じ様に…任された仕事に対しては会社の顔として、行動するのと同じで、役員にならなかつた方々も同じ様に一人ひとりが父母会の代表者である。父母会はしっかりとした組織ではありません。素人集団であり、不手際も多く、目立つのですが、フォローする体制も含め、役員だけに全て任せる様な事は避ける様にしてください。

この様な記載があると…煩わしいと思われるのも当然ですが…要は子ども達が学年を楽しんでいる様に…父母達は父母会を楽しめばよいだけなのです。

父母会へ関わる事で…様々な社会の仕組みも明らかになります。人生観にも厚みを増す事もできます。子ども達と共に私達父母も一緒に成長しましょ。

意外と面倒で…ついつい例年通りに…となりがちである父母会行事があります。父母会行事は親睦をより深める為に親子で参加する。

土日での行事に偏りがあるが…父母達の勤務体系も毎年、確認しながら日程を決めるべきです。毎年、父母達の構成が変化するにも関わらず、例年通りとされる為、自ら企画する行事では無い事もあり、負担と考えてしまうのは当然の成り行きでしょう。が父母会行事は毎年、構成メンバの状況に合わせて、出来る事を父母達全員で協力して行って行くべきです。有って成らぬ事ではあるが、しっかりと行事には保険を掛けて、不測の事態にも備えなければならぬ。昔はちょっとした怪我は互いに予測した範囲内である事から余り、問題視はされる事は無くなったが現在ではその様な関係も希薄

になり、最終的には金銭面での折り合いが求められてしまう。「馴れ合い」とは行かないまでも、互いに信頼し、不測の事態への対処に関して、理解できる範囲での父母同士の交流はやはり、必要なのです。

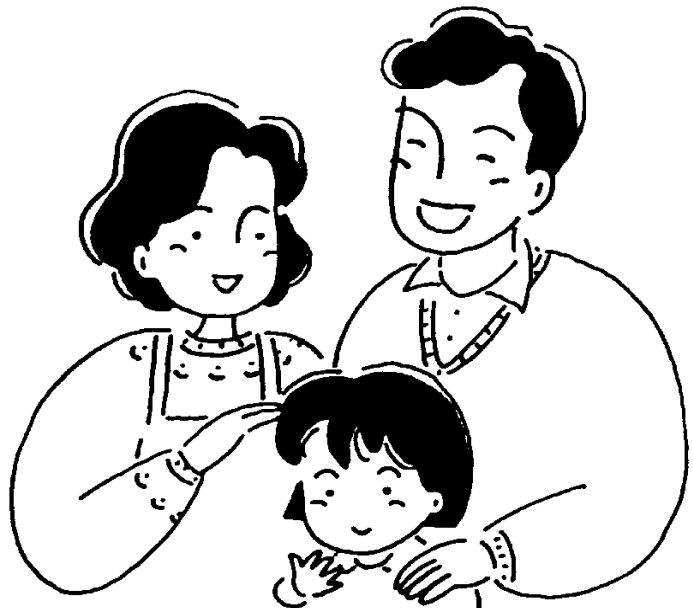
厄介事を先に記載をしてしまったが、それぞれの父母会では多岐に行事を行っている。市連協主催の運動会が5月にあり、4月から…運動会に向けての保育を指導員が取り入れつつ…父母会が運動会への総仕上げ…として、親子対抗でのプチ運動会を行うところや…夏休みには一泊二日でのキャンプ…地域での祭りへの出店…秋にはハイキングや冬ではクリスマス会、餅つきなど多様な行事がある。準備する父母に取っては大変な負担ではあるが…大変さを共に共有する事で…更に父母同士の親睦も深まる事にも繋がります。

父母会と保護者会の違い…

保護者会は指定管理者がそれぞれの「育成センター」単位で運営委員会を設置しており、運営委員長が学童を利用する世帯の父母(保護者)を召集します。3月に開催される「学童保育説明会」などは保護者会になります。一方、父母会は父母(保護者)達が自主的に会を発足し、学童に関する親同士の交流を深め、「助け合い」「協力し合う」場としての役割があります。

保護者会においては指導員は出席していますが、父母会に指導員が参加するところは少なく、市連協としては指導員の父母会出席に関しても勤務として、認めて貰える様に働きかけを続けています。指導員が父母会に参加することで、子ども達の学童での生活状況を知る機会が増え、我が子の別の一面を知ったり、成長していることを確認することができます。

父母会として、指導員の参加を求め、運営委員会としては、指導員の勤務として、認めてもらう働きかけも重要です。



第六章 連絡協議会って…なに

西宮市学童保育連絡協議会が正式な名称で、長いので…市連協…
西宮市での学童保育のあゆみには市連協の誕生を紹介したが、市連協は各学童での父母会の総意により設立し、構成母体は父母達である。どうも、上位団体と思われがちではあるが、同じ働く父母達が役員として、頑張っています。市連協役員の中には父母会での役員やPTA役員、子ども会役員など、掛け持ちで頑張る父母もいます。

市連協は父母達の声を聞き、制度の改善、要望などを西宮市に対して、要望書や市議会などへの陳情書、請願書を提出、西宮市に於ける学童の質の維持、向上を目指して、活動をしています。代表者会議や役員会議などを開き、各学童に於ける問題を掘り起こし、全市的な問題として、父母達で問題解決に向けて、方向性の提示やアドバイスなど、父母達と共に行動する組織でもあります。

何だか…堅い組織の様に思われますが、市連協主催で行事をして、西宮市の学童っ子を集めての春の運動会、秋・冬のスポーツ大会を行い、子ども達の為に父母会から頂いた会費を還元する様にしています。また、父母に向けての西宮市学童保育研究集会なども主催し、父母達への学童に関する知識の底上げを図るなど、ひとりでも多くの方々へ、学童を楽しんでもらう為に企画も行なっています。

市連協は兵庫県学童保育連絡協議会にも属し、西宮市だけではなく、兵庫県に対して、また、全国学童保育連絡協議会を通じて、国への要望、要求を全国の仲間と共に活動を行なっています。

市連協の会議体としては、奇数月での代表者会議。

各父母会の代表者を集め、様々な議題を検討し、最終的な決定によって、活動方針を決めています。

役員会議

父母会での市連協担当役員を含み、市連協事務局と代表者会議への検討内容を議論しつつ、毎月第三金曜に交流を深めています。

事務局会議

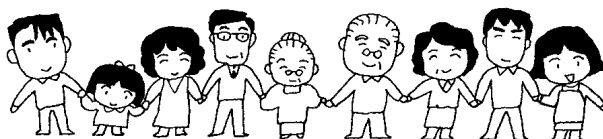
不定期に市連協事務局で今後の運営について話し合っています。

県連協運営会議

兵庫県学童保育連絡協議会での他市連協を交えての報告と交流を行ない、毎月第四土曜に県連協事務局にて会議を開いています。

共に助け合って…

市連協役員もやはり、「働く親」達が役員として頑張っています。本音を言えば、もっと協力して欲しい…理解して欲しいと…口にはださないが、少なからず思っているが、まずは父母会への積極的な参加をして欲しいです。市連協の母体である父母会が活発であれば、自然と市連協もより多くの活動への取り組みも出来、より良い西宮市の学童としての継続、向上を目指すことも可能です。そして、些細なことであっても、多いに市連協への要請をして頂き、父母一人ひとりと学童について、話し合える場を持ちたいと考えています。



第七章 指導員について

学童に於いて、最も重要なポジションに位置しており、昼間の働く父母の代わりに子ども達の父親、母親として、日々保育へ情熱を持って行なっています。しかし、正規指導員であっても、指定管理者での非正規雇用であり、不安定な雇用条件が続いており、その様な中であっても、献身的に保育を実践しています。

近年は、西宮市のサービスを買っていると言う利用者の意識が強く、西宮市における学童のあゆみを知らなければ、指定管理者の職員、社員であっても、利用者である父母側への立場での学童への継続、向上を考えています。父母にとっては非常に力強い味方であり、よき理解者、協力者でもあり、父母としても、継続して保育を願う面もあり、指導員への雇用についても、協力し相互の信頼を築き上げる必要があります。

保育に於いては、年間を通じたの保育計画を立て、時には運動会への取り組みや、夏のキャンプに向けての取り組みなど、父母会行事や市連協行事へも協力をしてくれています。運営委員会等の理解も様々で、時としては協力が得られない場合もあり、子ども達にとっても残念なことはあるが、一番悔しいと思うのも指導員です。この様な事があった場合など、父母会として、運営委員会への要望を出すなどし、指導員への支援を行う事も私たちの子ども達が元気に学童へ通う源にもなります。

指導員は保育所での保育士と同じ様に、専門性が必要な職種です。指定管理者制度によって、人件費は経費削減の対象となり、シフト勤務を強いられ、研修費用削減などで非常に厳しい状況に置かれています。この事への影響は直接、子ども達に影響し、私達働く親の労働にも少なからず影響がでます。指導員の雇用を守る事は結果的に私達の生活を守る事にも繋がるのです。

指導員と共に・・・

今の学童は決して、安定したものではありません。
我が子だけがよかったら・・・では、子どもの発達は難しいです。
子ども達一人ひとりが安全で安心して、生活が出来る場所・・・それが学童保育です。誰一人、疎かな保育であってははいけません。指導員は常に子ども達全員の健全な成長を願い、保育を実践しています。それを知らないのは私たち、親だけです。しっかりと子ども達を見てください。学童を知ってください。

子ども達がなぜ、楽しく生活できているのが・・・私たちの「働く権利」を求めた学童保育は単なる居場所でないことが見えてきます。

指導員は単にサービス提供側の人間ではありません。
共に学童保育を良くしようと頑張る私たちと同じ労働者であり、仲間です。
指導員との絆を深めることは非常に大きな意義があります。



第八章 指定管理者って・・・なに

指定管理者制度は「地方自治法」の改定により、公的機関の運営を企業へ委ねる事を可能にさせました。
運営を任される企業は決められた市からの費用内で利益を出す為に様々な経費削減を実施する事となります。

従来、西宮市での学童は社協への委託事業として、西宮市が管轄して、予算を捻出していました。西宮市の施設運営を企業へ低予算で運営させ、不足分を出さない様に指導しています。これらは管理運営経費の削減によって、施設を有する地方公共団体の負担軽減のみを目的とされ、利用者への利便性の向上が図れるとしながらも、利用する市民への締め付けを強化するものです。

問題点として、特筆すべき点としては・・・

- ・「弾力性や柔軟性のある施設運営」という建前がありながら、実際には地方公共団体担当者の理解不足や条例・施行規則等に阻まれることで、民間の実力が十分に発揮できない。
- ・指定期間の満了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証は全く無く、選考に漏れるなどによって管理者が変更した場合は殆どの職員が入れ替わってしまうことも考えられる。また、指定期間が3～5年程度と短期間であれば正規職員を雇用して配置することが困難となるなど人材育成は極めて難しくなり、職員自身にも公共施設職員としての自覚や専門性が身につかないと言われている。
- ・指定期間の短さは人材育成と同時に設備投資や運営面での長期的計画も阻んでいる。特に教育・娯楽関連の施設では経費節減のために「場当たりのな運営」しか出来なくなることで集客力が減少し、それに伴う収益の減少によって必要経費も充分捻出できなくなり、結果として更に客足が遠のくといった悪循環に陥る可能性が高い。
- ・医療・教育・文化など、本来なら行政が直接その公的責任を負わなければならない施設までもが制度の対象となっている。

現在は用海学童、浜脇学童が社協から神戸YMCAに指定管理者が変わりましたが、事務的な引継ぎを持って、移行が終わった様な状況です。
決して、神戸YMCAの指導員の質が悪い訳ではないのですが・・・学童で生活をする子ども達をないがしろにされた状態になってしまいました。

他市での問題として実際にあった話では・・・指定管理者として学童の運営を任せられた企業が割が合わないとして・・・突然、学童を閉鎖する事態も起っています。

指定管理者の公募学童は年々数が増えて行き、どの様な企業が参入してくるのかも全く判らない状況です。
利用する側の私たちが選定にも参加できず、突如として、運営母体が変わる事で、指導員との絆も断ち切られてしまいます。

これからもっと多くの学童が公募による指定管理者に変わっていきます。
指定管理者問題に追い討ちを駆けるが如く、「子ども家庭省」の新設と管轄の移管が行なわれようとしています。
学童は企業への身売りする動きが益々活発化していく恐れがあります。

第三部 仲間としての絆

第九章 父母と父母の絆

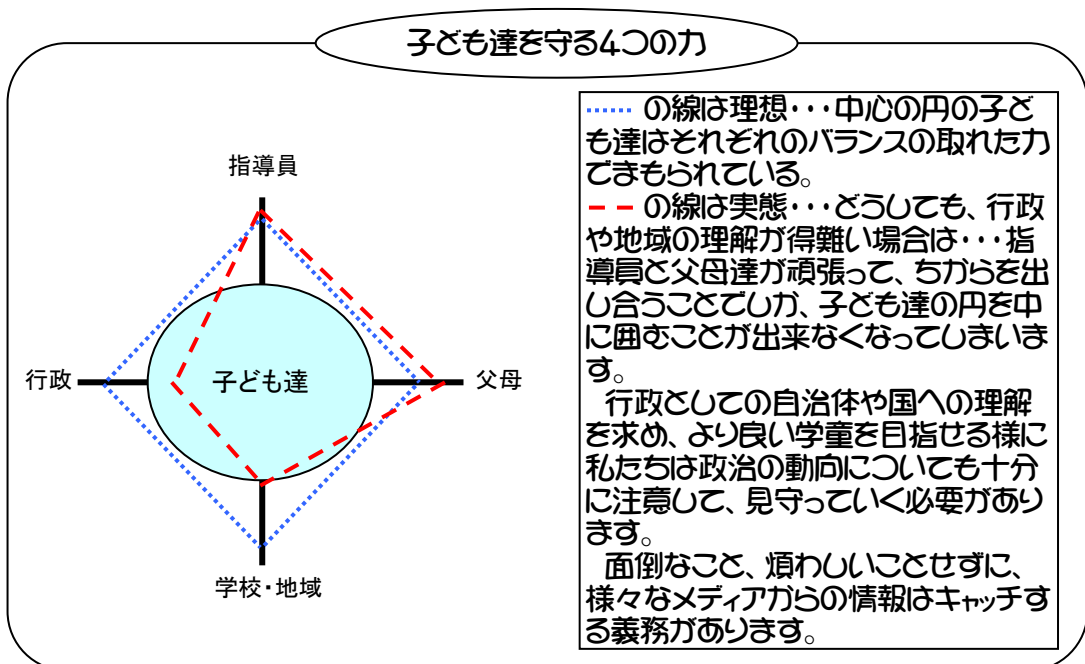
先ず、私たち父母同士の絆をしっかりと築きあげて頂きたい。同じ仕事を持つ仲間として、同じように学童を利用している仲間です。先に述べた様に、西宮市の学童は全国的にみても非常に恵まれた環境です。しかし、様々な締め付けやサービス低下、子ども達への成長には欠かせない、自主的な取り組みへの規制。従来、無料であった育成料の徴収から始まり、サービス向上を行なうとしながらの利用料としての実質的な値上げ。これらの問題に対しても、父母会としての団結が無ければ、中々、行政へ声を届ける事が難しい。指定管理者である企業へ訴えても、効果は期待できず、逆に値上げや規制を強化させてしまう可能性があります。

父母同士のイザコザは子ども達にとっては全く関係ない問題ではあるのだが・・・自然と子ども達にも伝染することがあります。これらは全く困った問題として、私たちが本来、守りたいと思う子ども達を危険にさらす様なものなのです。

社会人としても、対話をもって、相互の考えや意見に耳を傾け、しっかりと考える。互いに歩み寄れる点は絶対にある。問題に対しては関りたくないのは誰も同じだと思いますが、子ども達の事を考えて、大人らしい対応をしてください。

父母会での役員はやはり、負担は大きいかも知れない。役員ではないから・・・と役員に全てを任せるのではなく、一人ひとりが役員であるという意識をもって、役員達をフォローする体制も考えてください。

折角、学童で知り合った仲間です。同じ学童で楽しく行事を行なったり、育児のことと相談し、助け合える絆を築いてこそ、父母会での本当の意味、意義を見出せると思います。



第十章 父母と指導員の絆

指導員は子ども達を通じて、私たちの家庭を見ていると思います。どの様に子ども達を育児しているのが、ちょっと怖い感じもしますがやはり、学童に於ける保育には欠かせないファクターなのでしょう。子ども達、一人ひとりの個性を伸ばしつつ、どの様な働き掛けを行なうのが効果的であるのが、ひょっとすれば、父母以上に子ども達の事を理解している唯一の存在なのかも知れません。

父母達からは「指導員を信頼している」「安心して子ども達を預けられる」と声を聞きますが果たして、本当なのでしょうか。父母一人ひとりが指導員と育児について、話す機会は非常に少ないです。それなのに信頼や安心…と言う言葉が出てきます。これらは、口コミで「うちの学童の指導員は凄い、素晴らしい」と言うすり込みがらごじりありません。しっかりと指導員から子ども達の事について、学童ではどの様に生活をしているのが、どの様な遊びや取り組みで頑張っているのがを聞くことから始めなければなりません。

指導員にとっては、父母一人ひとりに対して、話をする事は非常に大きな負担でもありますが決して、話しをしないって事はしません。むしろ、指導員から家庭内での子ども達の様子を聞いて、保育に活かしたいと考えていると思います。

ひょっとしたら、強面の指導員で話しづらいと思っているかも知れませんが、はじめの一言さえ、言えれば十分です。後は聞きたいこと、思っている事を話すだけです。そうする事で、指導員と父母との間には自然としっかりとした絆が生まれます。

指導員は専門性の必要な職種です。

指導員がより高度な専門性を身につけ、実践してもらうことで私たちの子ども達はより学童を楽しみ、私たちも安心して、仕事をする事ができるのです。

「サービスを提供する側の人間だ」として、指導員に対して、「なぜ、雇用のことまで考えなくてはならないのか」と、疑問を持つ父母は大勢います。

私たちの子どものことを一番、理解し、成長するために如何に働き掛けを行なえばよいのか。指導員は私たち「親」以上に子ども達のことを考えてくれているのも事実です。その様に日々、頑張っている指導員をなぜ、応援できないのでしょう。なぜ、クレーム(子ども達にとって良くない事は除いて)などを出して、困らせてしまうのでしょう。労働者として見ても同じ仕事を持つ労働者。

非正規雇用と言う、不安定な労働条件の下、それでも私たちの子ども達のために、頑張っているのです。

我が子の成長のために共に協力し合える仲間として、指導員と言う仕事を理解し共に助け合えるのが一番ではないでしようか。

理想と捉えられてしまうかも知れませんが、私たちの子ども達を楽しめない学童へ通わすのが本当によいことなのか。この点についても、しっかりと父母同士で話し合っって欲しいものです。



第十一章 市連協の活用

市連協に関しては簡単にふれましたが、これは、市連協と父母はどのような関係が良いのでしょうか。市連協としては、活気のある父母会であって欲しいと望み、西宮市への要望や市議会への陳情書や請願書に於いては、父母達の力を結集して、行政へ訴え、学童の質的向上や継続…改善要求などへ積極的に参加して欲しいと思っています。只で際、父母会も煩わしいのに…と思われる方々も多いのが現実です。その為、2010年度での市連協が挙げる重点課題を父母会を活性化し、「楽しい父母会」であって欲しいと従来の行政への取り組みなどを重点課題より外しました。

市連協からは県や国からの学童に関する署名やよく判らない制度の説明など、耳が痛くなる様な話ばかりです。モノは考え様で父母会から市連協へ支援を依頼するなど、本来の市連協としての役割を利用すればよいと思います。幸いにも、市連協役員にはOB・OG役員が在籍し、経験を活かした解決方法を知っているかも知れません。市連協を通じて、兵庫県下の学童関係者、全国の学童関係者と全国の学童に関する多くの支援者がいます。10人の知恵がダメなら100人。100人の知恵がダメなら1000人と、父母会で解決が難しい事も色々と策が出るかも知れません。折角、市連協に集まっているのですから利用する手段を放棄するのは勿体無い。市連協としても、父母達の考えや意見を聞ける機会となりますので、願ったり叶ったりです。

共に西宮市の学童をよくしたい…その思いは同じです。
そして、多くの方々の協力を得て、よりよい西宮市の学童保育の実現に向けて、共に前進して行きたいと考えています。

以前に比べると…市連協からの脱退をされる父母会が多くなりました。指定管理者制度の導入において、新たな管理者から様々な要求や父母会としての取り組みを強制させられているから。どの理由を付けて、突然に脱退されている。実態を聞くと、父母会役員内で市連協への関りを負担に感じ、一方的な説明で振る父母会が多いです。

父母会独自の要求などを市連協を通じて、得た知識で継続して、行なえる父母会ならまだしも…次に伝えることをしないで…その時が何とかが凌げれば…と安易な考えで決めてしまう。無責任な行動だと思ふ。

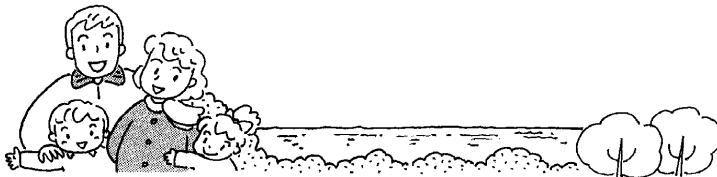
出来れば楽しむ学童や父母会であって欲しいのです。がやがり、不安定な福祉事業であるため、様々な問題が出てきます。どうしても優先度が高くなり、父母会への負担、特に父母会役員への負担が増してしまうのも事実です。

改めて、市連協への加盟を勧めてはいますが、その場限りで何とか凌げれば…良いと言う考え方が大半を占めています。

私たちの先輩父母達は「学童保育を次に残したい」「伝えたい」として、頑張ってきました。不安定な福祉事業である学童保育は突然、無くなってしまふ程、いつ無くなってもおかしくはない事業なのです。

そのためにも、一人でも多くの方々の力を合わせて、小さな声を集め、大きな声として、行政…自治体や県、国へと共に声を出す必要があります。

改めて、市連協に結集し、共に学童をより良くするために頑張らましよう。



第十二章 父母会のすすめ方

父母同士や父母と指導員との絆・・・と漠然と言われても・・・確かに難しい面があります。まずは、父母会を少し楽しむ方法の一例を記載したいと思います。

1. 学童保育について、成り立ちを説明する。
2. 役員は自ら進んで手を上げてもらえる様な雰囲気作りをして、役員達を支援できる体制を確立する。
3. 父母会行事は毎年見直し、現役父母たちの中で出来る行事を計画する。
4. 父母たちの得意分野を知り、協力を願い出る。
5. 指導員と連絡を密にして、今、学童での問題を把握する事と子ども達の様子を知る。
6. 父母会は定例化し、父母会の開催日を事前に知らせる。
7. 役員会に於いて、父母会での議案を協議し、事前にレジメを配布し、父母会後にはおたよりを出す。

学童保育に於いてはどれも大切な事ばかりです。やらねばならない事、どこから手をつければよいのかが難しく思われがちです。どの事柄から開始しても結局、全ての事柄について考えなければなりません。まずは出来るところから順番にはじめて行きましょう。

それでもどの様に・・・と悩まれるなら、学童保育の成り立ちからスタートする事をお勧め致します。「日本の学童ほいく」誌を父母会で読み合わせするなどして、学童保育について考える時間を持つなどして、一人ひとり我が子が通う学童について「ほいく誌」での内容とくらべどうなのかを考える機会を作るのもよいかも知れません。

父母会への参加率の悪さは、どこの父母会に於いても「悩みの素」です。無理に父母会への参加を促すのはよくないと思います。

土曜日など、週休二日制を導入する職場も多くなって来ました。そこで、日頃から子ども達が取り組んでいる検定や親子ドッチボール対決などを企画して、日頃、父母会へ中々参加出来ない方々をお誘いするのは如何でしょう。

父母会への参加を促すより、自ら「少し顔を出してみようかな」と思わせるのが一番なのです。

それぞれの家庭の事情もあり、仕事との都合も中々合わせるのが難しいのが現状でしょう。父母会役員の方々も父母会のために仕事のスケジュールを調整し、忙しい中、父母会を開催する。父母会の本来の目的などは入所説明会などで、しっかりと説明できていても、いざ、父母会への参加となることとどの様なことを話しているのかも判らず、不安なものです。

しっかりと、新たに父母会に来られた方々へのフォローは先輩父母達の役目です。よく判らない点や不安なこと、指導員って、怖い人ではないかな・・・とか、聞いたことのない言葉が飛び交うけど・・・何をいっているのかが、聞くことが恥ずかしいとか、思っているだけかも知れません。

知らないことを聞くのは「恥」でもなく・・・「子どものために」何か手伝うことがないかな・・・と、新米父母達の背中を軽く押してあげるだけで十分だと思います。

第十三章 父母会役員

父母会役員はやはり、大変だと思われるであろうね。確かに、他の父母の方々より、「会議が多い」とか、何かある事に学童へ出向いたり、何かと時間が取られてしまいます。考え方次第で、他の父母達より多く学童に接することが出来、指導員との交流も増え、子ども達の様子を多く知る機会を得られます。よく判らない点などは前任者へ問い合わせたり、市連協に相談することで、より深く、学童を知ることできます。

では、役員にならなかつた父母達はどうすればよいか。しっかりと、役員の方々をフォローしてください。代表して、様々な会議に出席したり、父母会を纏めるために頑張っているのです。役員の方々も他の父母からのフォローがあると信じて、役員を引受けてくれています。それこそが信頼関係であり、絆ではないでしょうか。

父母会役員は確かに面倒な感じがします。基本は「子ども達を通う、学童保育を良くしたい。」これだけのために父母会が組織され、役員達は「今」を精一杯、父母会としての運営を如何に続けて行くか・・・を考えているのだと思います。

確かに、市連協から署名、署名・・・アンケートを・・・と、手間の掛かる事柄が多く伝えられてきます。市連協役員もなるべく、父母会への負担を掛けない様に考えて、お願いをするのですが・・・やはり、学童をめぐる情勢はよくないのが現状で、父母会への協力をお願いせざる得ないのが現実です。

父母会役員において、役員達をフォローする体制がどの父母会にも余り、見つけられない感じがします。

新年度に父母会役員を決める際には、役員としての役割を説明すると共に、役員達をフォローしてもらうための話しをするのが一番です。

父母会は会社でもなく、単なる同じ学童に子どもが通う親の集まりであり、一人ひとりの協力がなければ、運営できないことをしっかりと、伝えるようにしてください。役員以外の方々も役員として頑張っている方が父母会の代表だから・・・と言う意識を捨て、〇〇学童父母会の代表であることも意識してもらいたいです。

仕事では顧客相手に営業やサービスの提供をされているのは、やはり、会社の代表として、顧客に接しているのと同じです。

よく聞くのは・・・役員決めを「くひ引きで・・・」とされている父母会があります。これらは今までの父母会としての役割や重要性を伝えられていないところだと、言わざる得ません。今からでも、子ども達のために、しっかりと父母会を継続できる体制を作りなおす準備をお願いしたいですね。

これらのことは、父母会での「財産」となり、より良い学童へと繋がる第一歩となります。

役員になる方々を支えるのも、父母会の大切な役割です。

一度、じっくり「父母会って何なんだろう・・・」って考える機会があれば幸いです。

第十四章 父母会行事

意外と、考えるのが面倒なのが父母会行事です。「交流」と言う観点からすると最も効果的に行なえるものであり、子ども達も楽しみにしていることからやはり、一度や二度、父母会行事を計画するところが多いです。「どの様なことをすればよいか」悩んでしまいます。安易に考えてしまうのが「去年と同じでよいのでは」となり、同じ行事をはじめることです。これらは自主的な面が少なく、準備段階に於いても中々しんどいものです。できれば、その時々父母達から自主的に「こんなおもしろい場所があるので行ってみたいか」「親子で何か勝負したいか、ドッチボールしないか」などと今の父母の中で出来ることを計画するのが一番です。

父母達の仕事を活かせた得意分野を知って、それぞれ準備を手伝ってもらおう。これこそ、計画する父母達にとっても、充実した時間を過ごせ、「判らないことをやらされている」と言う考えもなく、楽しく出来るコツです。

父母会行事だからと言って、傷害保険を掛けずに実施するのはリスクは大きすぎます。参加する父母達も少しでも安心できる保障と参加においては、保険が掛けられているのをしっかりと確認してください。

昔は子どもがすることだから活発に行動しているのに、少々のケガくらいでは、とやかく言う事もありませんでした。しかし、今と昔は大きく考え方も変わり、何かと責任を追及してしまう場面が多く見られます。

この事はしっかりと事前での話し合いが出来ない点が一番の問題だと思いますが、父母会への参加が無い世帯においては「おたより」などで、十分に説明も加えて、参加を求めるべきでしょうね。

父母会行事は単に子ども達を楽しませるだけではなく、父母同士の交流を深め合う場でもあります。

互いの仕事の話や趣味の話。その様な他愛の無い話からも互いを理解し合え、「次の行事は何にしようか」などと、話題が広がります。

子ども達は「学童保育」の時間中は指定管理者が保険を掛けていますが、父母会行事には当然、適用されません。

社協などで「ボランティア保険」なる掛け捨てではあります。年間を通じて、保障を得られます。これらについても、確認し、父母会で検討されては如何でしょうか。

私たち父母も学童を楽しむ余裕を持ちましよう。



第十五章 なぜ、父母会や市連協が必要なのか・・・

これまで父母と父母の繋がり、父母と指導員の繋がりについて、簡単に重要性を記述してきたが、なぜ、それ程までに父母会や市連協を組織して、活動を進めなければならないのだろうか。

子を持つ親(保護者)としてはやはり、我が子が大切であり、我が子の安全、安心を思う気持ちが一番大きいのである。しかし、ここで考えて頂きたい点が一つある。我が子だけの学童保育であってよいのだろうか。そして、友達も作らず、大人になる事への不安はないのだろうか。人は人の中での集団で生活を形成しています。その為、たった一人で育つ事は社会に出た時にどの様に生活をすればよいのかを学ばない中で生きていかねばならない。どうしても集団での活動が幼少期から子ども達の人格形成に至る過程では非常に重要な取り組みとなるのです。

これらは学校での集団生活とは異なる集団を形成しており、教育での場とは違い、

生活面に於ける人への思いやりや生きる力を私達、父母(保護者)に代わって、指導員が保育と言う立場からフォローを行なっているのです。その為、我が子だけがよければでなく、我が子を含む同じ学童保育に通う子ども達について考える事により、結果的には我が子への「安全・安心した保育の場」を確保する事を意味するのです。

私達は子育てのプロではありません。毎日の様に悩み、苦しみながら子育てを模索して頑張っています。ちょっとした悩みが当事者の父母(保護者)にとっては非常に大きな悩みであるのかも知れません。しかし、父母会を通じてその様な悩みを第三者へ打ち明ける事は自身の「気づき」を促し、共に助け合える信頼関係を築き上げる第一歩となるのです。その様な「場」が父母会であり、決して一人で悩みながら子育てをすると言う不安からの解決の「場」なのです。時には価値観や方法について、異なる意見がぶつかりあってしまうかも知れませんが、父母会として、問題を解決する事でより深い「絆」が生まれるのです。

市連協は先に述べた通り、父母達の総意によって組織されましたが、市連協役員をはじめ、様々な行事や取り組みに対し、大きな負担を感じてしまうのは当然の事であると思います。学童保育の全体を考える事で我が子が通う学童保育がよくなる。または、様々な問題に関して、対市への交渉や取り組みに関するノウハウを使い、中長期的に改善が出来る術を知る事ができます。それぞれの父母会に於て、活動自体を十分に理解し、独自で行動が可能だと考え、市連協への加盟を見合す父母会や折角、加盟しながら現在の父母達だけで煩わしいとの判断で抜ける父母会もあります。「今がよければよい」その様な考え方で現在、私達が利用している学童保育が存在してはいないでしょう。

西宮市に於いて、「学童保育の作り運動」を始めた先輩父母がよりよい学童保育を継続して、新しい世代の父母達へと残してくれた大きな財産を私達自身の手で終わらせる事を意味し、強いては、私達の子ども達が西宮市で子育てを行なう時には何もない時代となり、子ども達へ「負の財産」を残す結果をもたらすのです。

今と昔は全く社会情勢が異なりますが、取り組むべき事は全く変わりません。今の私達で出来る事をしっかりと見定め、一人ひとりが出来る事を確実に行動として示す事こそが、最も重要であり、大切にしなければなりません。その為にも、「父母会」や「市連協」と言う集まりが重要であり、参加する意義が大きいのです。

第四部 学童を利用したいと考えている方々へ…

第十六章 先ずは、申し込みを…

毎年、1月から学童の利用申し込みが開始されます。
待機児童を出さない様に年々、審査基準は厳しいものになっているのが現状ですが、
先ずは、申し込みを行なってください。
それぞれ必要書類はインターネットからもダウンロードできます。

- 1) 利用申請書
- 2) 西宮市立留守家庭児童育成センター利用許可申請書
- 3) 児童の生活状況について
- 4) 誓約書
- 5) 勤務証明書
- 6) 育成料減免申請書

延長保育が必要な場合は…

- 7) 延長利用申請書兼誓約書

ここで余り用意されないのが、「育成料減免申請書」です。
減免対象になるかならないかは役所で調べてもらいましょう。
減免にはならないと思って出さない方々もいて…ダメもとで提出しましょう。

※これらの事は新たに学童を利用したいと考えている方々にも、しっかりと伝えて
てください。 共に西宮市の学童をより良い学童とする為にも…

問い合わせ等は下記のところへ…

西宮市健康福祉局こども部 子育て企画・育成グループ
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎7階
電話 0798-35-3659

既に学童を利用されている方々には不要な内容ではありますが…やはり、知
てもらうことは大切です。

場合によっては、知人の方々が…学童を利用したいが…どの様な手続きが
いるのかの相談があった場合にも備えて、記載しています。

以外と誰も考えてもいないことですが、利用者が少ないところは閉鎖される危
険性も含まれています。

学童を利用したいが、よく判らないから…とはじめから諦めてしまった方も知
っています。非常に残念なことだな…と思います。

ひとりでも多く、学童を必要とされている方々へ伝えることも大切な責務だと
おもいます。

今の西宮の質は全国的に見ても引けを取らないレベルにあると考えます。
入所審査が厳しいときではありますが、ひとりでも多くの子ども達を学童へ迎え
入れたいですね。

第十七章 転ばぬ先の杖・・・

学童への入所が認められたら・・・子どもと一緒に、学童までの通学路を確認。そして、ご近所に同じ学童へ通う子どもがいたら、一緒に学童への行き帰りをしてもらいをお願いに子どもと一緒に挨拶に行きましょう。もっとも、大事なのは通学路での子どもの安全をしっかりと確認し、子どもとよく話し合うことです。もし、通学路途中で知り合いの方のお宅があるなら・・・やはり、一声掛けてください。非常時には駆け込めることが出来る様をお願いすべし。小学校のクラス担任へも学童へ通っていることも伝えてください。出来るだけ多くのご近所の方々へ、学童へ通っていることも伝え、何かあれば緊急連絡をお願いする。これらがもっとも重要なことです。

学童へ通っていることを伝えるところ・・・

- 1) 小学校クラス担任
- 2) ご近所の方々
- 3) 通学路での知人宅
- 4) 通学路での顔なじみのお店
- 5) 同じ学童へ通うご近所のお宅

そして、子どもへなぜ、学童に通わなければならないのかをしっかりと説明すること。このことも重要で緊急連絡があってもすぐに駆けつけられる勤務先であればよいのですが・・・現実問題としてはそう簡単にはいきません。しっかりと理解してもらい様に根気強く、説明してください。

学童だけでは子ども達は育ちません。それぞれの家庭での躾けや学校での勉強・・・子ども達が学ぶ機会があって、学童で子ども達は同年代のお兄ちゃん、お姉ちゃん・・・弟、妹達と共に成長します。

託児所ではなく、学童保育・・・「第二の家庭」と呼ばれる場所です。意外と多くの方々には後になって気付くのです。「学童に子どもを通わせてよかった。」と・・・しかし、その時には父母として、どれだけの方々が学童を楽しんでいたか・・・悔やむ前に学童に顔を出し、父母会と共に助け合える父母会を目指し、互いに協力し合ひましょう。

子どもは育つが・・・親が育たない・・・それじゃ・・・意味がありません。学童の子ども達の名前を全て、覚える事からはじめませんか？より一層、学童って何だろう・・・と云う、不思議な世界を理解できます。



第十八章 しょうがいをもつ子ども

しょうがいをもつ子どもへの育児は非常に厳しい環境の中、かつ、父母も仕事をしなければならぬと言う現実があり、様々な苦労があると思います。その様な中でもやはり、大勢の子ども達の中で安全で安心して、過ごしてもらいたと思うのも当然のことであり、社会としても受け入れられて当然であると思います。

西宮市での学童では障害児加配の指導員がいますが、現実問題として、指導員へのしょうがいの内容まで正確に伝えられていないと考えざるを得ません。一つ、手間をお掛けしますが、この様な準備をなされては如何でしょうか…

- 1) しょうがいの内容をまとめたメモ
- 2) どの様に接するのがよいのか…
家庭ごとの様に生活をしているのか…どの様に過ごしているのか…
- 3) 父母会でしょうがいのことについて、話し合ってもらおう。
ひとりでも多くの方々に理解してもらい、どの様なふれあいがあるのか…
父母全員に協力をお願いするなどしてみては如何でしょう。

既に実践されておられるかも知れない事項とは思いますが…
子どもにとって、より良い環境を作れるのは大人である父母や指導員です。
共に協力しあって、子ども達にとって、楽しい学童であって欲しいと願わずにはいられません。

正直なところ、当方にとって、何方最善であるのかがよく判っていない点が多い。「しょうがい」と言っても多様で、複合的な場合もある。それぞれのレベルに於いて、いちから調べてどの様にすればよいのか…また、どの様に接するのがよいのか…申し訳ないことであるのかも知れないが、子どもをみんなに理解してもらうために、まずは父母会でしょうがいの内容やどの様に接することがよいのか…レクチャーをして頂きたい。

加配として来る指導員も特に介護に対する専門知識もどれ程のレベルであるのかも不明である。同じしょうがいだから…と言ってもやはり、子どもの個性もあり、接し方は異なるものだと思う。
自治体としても、指定管理者であっても、ある程度の情報を得ていたとしても、指導員には伝えているのかも知れないが、それがもっとも適した接し方だとは言い切れない。

保育所での父母会へはじめて参加したときは…、一人娘だけを見ていた。
我が子だけが「安全・安心」できる保育所であればよいのだと…

ある時、保育所の友達と遊ぶ姿を見て…考え方の甘さを痛感した…保育所で誰一人として、友達が居なくても…我が娘にとって、それが「安全・安心」を求めている保育所であればよいのだろうか…と考えるようになった。

そして、友達は健常者だけでなく、しょうがいを持つ子どももいる。
我が子を守りたいと思うなら、回りの子ども達も一緒になければ、全く意味を持たないことに気が付いた。

このことは学童保育に関してもやはり同じこと。とても重要なことだと思う。

第五部 政治にも目を向けて・・・

第十九章 学童はやはり、不安定な事業・・・

何度も言いますが学童保育はやはり、不安定な事業と言わざる得ません。西宮市では、指定管理者制度の問題ばかりが取り上げられていますが、実は国の動向も非常に危険な方向へと動き始めています。

「新システム」紙面では「幼保一体化」について、取り上げられています。文部科学省管轄の「幼稚園」と厚生労働省管轄の「保育所」を一つにして、「こども園」として、少子化対策の要として、国が最優先で取り組んで実現を目指しています。実は「幼稚園」「保育所」だけの問題ではなく、学童保育においても非常に危険な制度となります。

「新システム」は謂わば、介護保険制度の保育版です。指定管理者制度の規制も緩和され、一般企業も学童への運営を行なえる「ビジネスチャンス」を広げ、日本経済の活性化も目論んでいます。当然の事ながら、「少子化問題」への打開策としての目的もありませんが、経済復興が第一とされています。

新システムでは介護認定度と同じ様に保育認定を自治体で受け、通わせたい学童に対して、個人契約をしなければなりません。当然、地域格差も出てしまつてしょう。場合によっては、16時に勤務が終わるのであれば、子どもの保育は16時までとされる危険性が懸念されています。保育事業にビジネスチャンスを求め、様々な企業が参入。しかし、「保育事業は儲からない」と判断すると直ぐに保育事業からの撤退を開始します。極端な話では明日、保育が出来ない事態を招くのです。

私たちの「働く権利」を求めはじまった学童保育が・・・お金儲けのビジネスとして、子ども達の売買が始まるのです。

これではもはや「学童保育」とは呼べず、「働く権利」を求め、働いているのに・・・子ども達を学童へ通わせるために仕事をしていると言っても過言ではありません。

この様に不安定な学童保育です。私たちはしっかりと「政治」を知り、自治体での動向を知ること大切な「義務」であると考えます。国や自治体へ「NO」と言えるしっかりとした知識も身に付けることも大切です。

余りにも政治に関しての意識は低いと言わざる得ないですね。まあ、個人の心情、信念までやかく言えることではないですが・・・「新システム」に関しての情報は市連協ホームページなどにも情報を記載しています。何が本当なのか・・・現段階では詳細まで決められていないため、大げさな憶測にしかなっていないのですが・・・新たな省庁として、「子ども家庭省」なるものが新設されたら、中々、撤回させることも難しくなります。

今回の「新システム」に関して、相互に情報を集め、共有化させることが大切です。何が行なわれるのか・・・まったく、制度としては不完全な「介護保険制度」は政治家には成果があるものとして、強引に「子育て」の現場にも取り入れる考えです。決してしまつてからは遅すぎます。今、何ができるのか・・・「政治」をしっかりと見て、私たちの「働く権利」や「子ども達にとってよい制度」であるのを見極める目が求められています。



第二十章 子どもは商品価値がある

「子どもには商品価値がある」この言葉で不快感を与えてしまう事を先にお詫びをせねばなりません。しかし、現在の政権与党をはじめ、財界は「最後の砦」と言わんばかりに「子育て事業」に対して、魅力を見出しています。多くの公設での学童保育を行なう自治体に於いて、経費の掛かる事業である福祉事業として、取り組まれています。地方分権の名の下で、地方自治制度を見直し、自治体で自由に企業参加が出来る様に「指定管理者制度(第八章参照)」の導入を進めています。その為、学童保育に於いても例外に漏れず、指定管理者による運営を安価な経費で行なう事によって、財政支出を抑える事に躍起になっています。

指定管理者は抑えられた経費を如何に運用するかと考え、備品や人件費を抑えます。その結果、指導員へはシフト勤務を押し付けたり、延長保育に於ける時間単価を抑えざるを得なくなり、指導員自身の生涯を通じた仕事としての価値を下げる事になり、そのシフト寄せは子ども達に背負わせる事になるのです。

平成22年度には「指定管理者制度」を更に上回る制度が新聞紙上を始め、多くのメディアで取り上げられました。

それが、「子ども・子育て新システム」所謂、「幼保一体化」として、幼稚園と保育所を一つに纏める事で現在の異なる管轄省庁をも新たに新設し、少子化問題の解決と長引く経済不況への起爆剤として、財界からの大きな期待が寄せられる事業へと変化しようとしています。幼稚園と保育所だけが対象となるのではなく、学童保育に於いては、放課後子ども教室(全児童対策：第一章参照)との一体化を目論んでいます。この「子ども・子育て新システム」は既に実施されている「介護保険制度」をモデルとして組み、保育の最低基準や企業参加の為に厳しい規制を緩和させる事で自由に企業が保育を提供出来る仕組みへと変化させるのです。介護保険同様に「介護認定」成らぬ「保育認定」が必要となり、預ける施設は親の責任に於いて、自ら探す事を余儀なくさせるのです。自治体が持つ「責任の放棄」を意味します。そして、参加する企業は業績を上げる為に様々なサービスを作り出し、利用者から多くの利益を生み出す仕組みを考えるのです。

「子どもには商品価値がある」この仕組みで経営者は子ども達の笑顔が商品となり、利益を生み出す品となります。私達は商品として、子育てをし、景気回復の起爆剤として施設を利用する事になるのです。

私達は既に父母会や市連協への関りに対して、「鬱陶しい」「煩わしい」「面倒だ」と言える状況ではないのが現状です。知らないでは済まされないところまで、追い詰められているのです。私達は初心に戻り、今一度「学童保育って、なんだろう」「子育てってナニ」と言う事を考え直す必要があります。

この事は決して、一人で出来る訳でもなく、それぞれの父母会で十分に話し合う事から始める必要があります。「安全・安心の保育」を求める父母(保護者)として、何が大切であるのか、何が重要であるのかを考え、「学童保育」がよくなる事は結果的には我が子への「安全・安心」を得る事になり、私達が「働く権利」を守る事に繋がる事を理解して頂く必要があるのです。

私達は決して、一人ではありません。共に仕事を持ちながら子育てをする多くの仲間がいます。それが父母会であり、市連協を始め、県連協、全国連協と大きな輪を作る大切な役割を持っているのです。

子ども達は「商品」ではなく、「国の宝」として、しっかりと「守り・育てる」為にも、父母同士の「絆」を強くしていかなければなりません。

おわりに

現役父母を卒業し・・・市連協役員からも身を引いて十年の時が過ぎました。故坂口氏のお通夜の後、市連協役員の方々にお会いして、「父母会の状態は決してよい状態ではなく、アドバイザーとして、戻って来て欲しい。」と頼まれてしまいました。

確かに十年前の状態も決して、よいとは言いきれないのですが・・・役員会や代表者会議に久しぶりに参加して、これ程までに参加している父母が少ないとは・・・正直、驚きであった。その様な状態であっても、市連協として、維持させていた役員の方々に「よく頑張ってくれました」とお礼を改めて伝えたいと思います。

市連協役員に戻ったからと言って、立ち直す事ができるのか・・・と言われてしまうと、明確に返事は正直「難しい・・・」と言わざるを得ない。

それでも、自分自身で出来る事があれば、頑張らねば・・・と思う気持ちはある。果たしてそれが良い結果を生み出すのかも疑問でもあるが・・・

十年前に市連協から身を引いたのは、やはり、学童の事は現役父母でなければならない。OB父母として、理想を語っても受け入れられない現実もあり、現役父母とのギャップは埋まらないものです。

復帰して、感じるのは・・・OB父母としての役割は、手離れた子どもがいる事で、現役父母達より、少し学童について考える時間が得られることと、理想であっても、経験を活かした取り組みや支援が出来る自由度の高さがあると言う利点が活かせると思う様になったからだ。

出来る限り、たった一人でも構わない、何か記録として残し、少しでも役に立てるモノを伝えたい。故坂口氏は30年以上も学童の制度化や質を高める為に奮闘していた。しかし、自分には何が出来るのか・・・出来る事は「学童に関するの楽しい」と言う事と、「父母会は楽しい」と伝えることぐらいでしか出来ない。もし、西宮市に於いて、今後も学童があるのなら・・・次の世代の父母達が評価し、誤った記載を残してしまったなら「悪い事例」として、紹介するのも一つの手かも知れない。

幸いにして、我が娘は元気に育ってくれている。

しょうがいを持つ子どもへの事も少し、触れたが・・・正直、正しい事なのかよく判らない。

十年前まではしょうがいを持つ子どもは殆ど、学童には通っていなかった。

その為、自身の持つ知識も一般的以下のレベルなのかも知れないが、一言でも役に立てるかとの想いで記述することにした。

市連協役員に復帰して初めての運動会を見て・・・「親子リレー」でしょうがいを持つ子どもも参加するので、補助を頼まれた。正直、驚きがあったが、自分自身にどの様な補助が出来るのか・・・競技開始と共にスタート地点に向かい、どの様に補助すればよいかをお母さんに聞いた。「大丈夫です。補助をしてくれる方が付いていますので・・・」しっかりと父母の間で助け合っている。まだまだ、父母会は頑張っているのだ。結局、車椅子をゴール地点まで運ぶだけで終わってしまったが・・・驚きと感動・・・その時々の父母達で出来ることを探している姿は父母会の理想だと思う。

2010年8月21日
西宮市学童保育連絡協議会
事務局長 松縄 重雄

西宮市学童保育連絡協議会